

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 熊本県後期高齢者医療広域連合

令和8年7月28日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	—	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—	%
全職員	—	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	—	%
本庁課長補佐相当職	—	%
本庁係長相当職	—	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	—	%
31～35年	—	%
26～30年	—	%
21～25年	—	%
16～20年	—	%
11～15年	—	%
6～10年	—	%
1～5年	—	%

【説明欄】

・本広域連合の職員のうち、構成市町村からの派遣職員については、給料を支給している派遣元市町村においてまとめて算出することとなる。また、任期の定めのない常勤職員以外の職員（会計年度任用職員）については、令和7年度において、本件様式に係る情報公表の対象となる職員が少数のため、全て「—」と記載。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
管理的地位にある職員	0%

【説明欄】

・本広域連合は市町村からの派遣職員で構成されており、市町村へ派遣を依頼する際は可能な限り女性管理職の派遣を希望しているところだが、実際にどの職員が派遣されるかは、派遣元である各市町村の人事状況や方針に依存するため、必ずしも希望通りに女性管理職が配置されるとは限らない。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
本庁部局長・次長相当職	0%
本庁課長相当職	0%
本庁課長補佐相当職	0%
本庁係長相当職	46.67%

【説明欄】

・本広域連合は市町村からの派遣職員で構成されており、市町村へ派遣を依頼する際は可能な限り女性管理職の派遣を希望しているところだが、実際にどの職員が派遣されるかは、派遣元である各市町村の人事状況や方針に依存するため、必ずしも希望通りに女性管理職が配置されるとは限らない。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度	
男性	—	%
女性	—	%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度	
男性	—	%
女性	—	%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	— %	— %	— %	— %
1 週間以上 2 週間未満	— %	— %	— %	— %
2 週間以上 1 月以下	— %	— %	— %	— %
1 月超 3 月以下	— %	— %	— %	— %
3 月超 6 月以下	— %	— %	— %	— %
6 月超 9 月以下	— %	— %	— %	— %
9 月超 12 月以下	— %	— %	— %	— %
12 月超 24 月以下	— %	— %	— %	— %
24 月超	— %	— %	—	—

【説明欄】

・ 令和7年度における育児休業取得対象者は派遣職員、会計年度任用職員どちらもいないため全て「—」と記載。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	6.44 時間／月
内部部局等以外	－ 時間／月

【説明欄】

VI 職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
常勤職員（派遣職員）	34.38%

VII 職員の年次休暇の取得日数及び取得率の状況

区分	令和7年度
平均取得日数	14.39 日
取得率	71.69%